

尾張旭市非常勤職員(児童クラブ補助員)勤務条件

| | |
|-------------------|--|
| 任用期間 | 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで |
| 就業場所 | 尾張旭市内児童クラブ |
| 従事する業務内容 | 留守家庭児童の放課後保育など |
| 必要資格 | 特になし |
| 始業・終業の時刻 休憩時間等 | 1 始業・終業の時刻等 7時30分 から 18時30分 まで 1日の勤務時間・・・ 5.5時間 1週間の勤務時間・・・ 5.5時間～16.5時間 2 休憩時間 0分 3 所定労働時間外勤務の有無 無(災害等特殊な場合除く) |
| 勤務日 | 週 1日から3日勤務 |
| 休日 | 1 週休日 日曜日 2 勤務を要しない日 祝日及び年末年始 |
| 年次有給休暇 | 1日から5日 |
| 報酬等 | 1 基本報酬(時給) 1,077円～ 1,146円 参考(大卒の方の場合)………… 1,146円 2 諸手当 距離や通勤方法に応じて支給 3 期末手当及び勤勉手当 基準日時点で在席しており、週20時間以上勤務かつ6月以上の任用の場合支給 |
| その他 | 1 社会保険等 (1) 健康保険: 加入なし (2) 厚生年金保険: 加入なし (3) 雇用保険: 加入なし 2 災害補償 公務上の災害(負傷または疾病)または通勤による災害を受けた場合は、尾張旭市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づいて補償を受けることができます。 |